平成29年度の日雇特例被保険者の保険料額について

- 〇日雇特例被保険者の保険料額(日額)は、次の算式※により算定し、厚生労働大臣が告示することとなっている。 保険料額(日額)=標準賃金日額×(<u>平均保険料率</u>+介護保険料率)×(1+0.31) ※健康保険法第168条
- 〇平均保険料率は平成28年度と同じであるが、介護保険料率の見直しによって、日雇特例被保険者に係る保険料額が、平成29年4月納付分から以下のとおり変動することとなる。
- (1) 介護保険第2号被保険者である日雇特例被保険者の保険料額 (平均保険料率は10.00%、介護保険料率は1.65%により算定)

現った。					変 更 後			
標準賃金日額 の等級	日雇特例被保険 者に関する保険 料額	当該被保険者の 負担すべき額	当該被保険者を 使用する事業主 の負担すべき額		標準賃金日額 の等級	日雇特例被保険 者に関する保険 料額	当該被保険者の 負担すべき額	当該被保険者を 使用する事業主 の負担すべき額
第1級	440円	170円	270円		第1級	440円	170円	270円
第2級	650円	250円	400円		第2級	660円	255円	405円
第3級	860円	330円	530円		第3級	860円	330円	530円
第4級	1,090円	415円	675円		第4級	1,100円	420円	680円
第5級	1,320円	505円	815円		第5級	1,320円	505円	815円
第6級	1,620円	620円	1,000円		第6級	1,630円	625円	1,005円
第7級	2,000円	765円	1,235円		第7級	2,010円	770円	1,240円
第8級	2,380円	910円	1,470円		第8級	2,390円	915円	1,475円
第9級	2,760円	1,055円	1,705円		第9級	2,770円	1,060円	1,710円
第10級	3,220円	1,230円	1,990円		第10級	3,230円	1,235円	1,995円
第11級	3,740円	1,430円	2,310円		第11級	3,770円	1,440円	2,330円
	•	•			•	•	•	

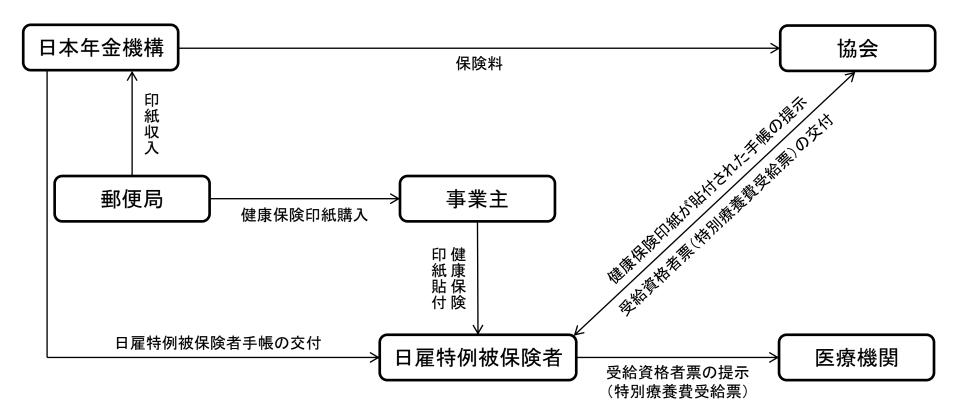
(2) (1)に掲げる者以外の日雇特例被保険者の保険料額(平均保険料率は10.00%により算定)

現	行 から	変 動 な	こし
標準賃金日額 の等級	日雇特例被保険 者に関する保険 料額	当該被保険者の 負担すべき額	当該被保険者を 使用する事業主 の負担すべき額
第1級	390円	150円	240円
第2級	570円	220円	350円
第3級	740円	285円	455円
第4級	940円	360円	580円
第5級	1,140円	435円	705円
第6級	1,400円	535円	865円
第7級	1,730円	660円	1,070円
第8級	2,050円	785円	1,265円
第9級	2,380円	910円	1,470円
第10級	2,770円	1,060円	1,710円
第11級	3,230円	1,235円	1,995円

(注)保険料額のうち、日雇特例被保険者と事業主の負担割合は、O. 5:O. 81となっている。

≪日雇特例被保険者の保険料納付等の仕組みについて≫

日雇特例被保険者は日々雇い入れられる者等が対象となっており、日本年金機構から日雇特例被保険者手帳の 交付を行い、事業主が手帳に健康保険印紙を貼り、協会が確認するという方法で保険料を納付する仕組みとなって いる。(日雇特例被保険者は、平成28年9月現在、約1.3万人)



【参考】

2カ月間に通算して26日分以上の保険料が納付されているか、またはその月の前6カ月間に通算して78日分以上の保険料を納めていることが受給資格者票の交付の要件となっている。(ただし、最初の手帳の交付等の場合には当該要件を満たしていなくとも特別療養費受給票を交付)